

申請書の記入方法

* **新入園児用**：新入園、転園、再入園又は在園のまま大田区へ転入した方（紫色）

* **進級園児用**：前年度から引き続き在園している方（緑色）

* **鉛筆、消えるペンは使用しないでください。**

* 訂正する場合は、二本線で消して訂正し、**訂正印は押さないでください。**

- ① **新入園児用** **進級園児用**：園児の氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。
- ② **新入園児用** **進級園児用**：**ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法に規定する要保護者の世帯、生活保護世帯の方は、口にレ点**を記入してください。
※ひとり親世帯等に該当の方は、確認書類の提出が必要になる場合があります。その場合には、後日連絡させていただきます。
- ③ **新入園児用** **進級園児用**：**同一世帯の方全員**を記入してください。
- ④ **新入園児用** **進級園児用**：兄・姉が幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部の在園児等及び小学生以上である世帯は、その兄・姉の通う施設名及び学年等も備考欄に記入してください。
- ⑤ **新入園児用**：振込先金融機関（ゆうちょ銀行含む）、支店名、口座番号を記入してください。
（インターネット銀行及び園児の口座は使用できません。）
（振込先金融機関はお問合せいただいても個人情報のため回答いたしません。）
- ⑥ **新入園児用**：金融機関コード、支店コードを下欄のマスに記入してください。
進級園児用：登録済みの金融機関を変更する場合は、別途、変更届をご提出ください。届出用紙は、各幼稚園のほか大田区ホームページから入手できます。
- ⑦ **新入園児用** **進級園児用**：保護者（口座名義人）の氏名・住所・電話番号を**通帳に記載されているとおりに**記入してください。口座名義人は**大田区に住民登録されている方**に限ります。
- ⑧ **新入園児用**：「入園料補助金」は、ただし書に該当しない方が対象となります。「子育てのための施設等利用給付」は保育料と預かり保育料（第2号認定者のみ）、「保護者負担軽減補助金」は、保育料と教材費と冷暖房費、新制度移行園は特定負担額が対象です。
- ⑨ **新入園児用** **進級園児用**：**令和3年（2021年）1月2日以降**にほかの区市町村から大田区へ転入された方は、大田区への転入年月日と前住所を記入してください。
- ⑩ **新入園児用** **進級園児用**：**園児と別住所に住民登録している保護者（大田区以外も含む）がいる場合は、必ず記入してください。**なお、単身赴任などで大田区以外の区市町村で課税されている保護者については、区市町村民税の所得割額が確認できる書類が必要となります。
- ⑪ **新入園児用** **進級園児用**：令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）の住民税は、それぞれ1月1日に住民登録している区市町村で課税されます。1月2日以降に大田区に転入した場合は、各年度6月頃に受け取る、**税額通知書等の写しが必要**となります。いずれかの**口にレ点**を記入してください。
（『添付しません』にレ点を記入した場合、『税未確認の世帯』と判定されます。）
- ⑫ **新入園児用**：幼稚園による証明印が必要です。